

備考	東京都 杉並区	住所書換 令和 1 年 8 月 6 日
	阿佐谷南 2-14-23	東京都住宅政策本部住宅企画部
	イワシク 阿佐谷 402	

- 注意事項**
- 1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
 - 2 登録が削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
 - 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
 - 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
 - 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。